

2019年12月17日
日本原子力発電株式会社

敦賀発電所1号機 高圧注水系ディーゼル駆動ポンプの自動停止（非常用炉心冷却系（高圧注水系）の機能喪失）における保安規定違反の評価結果に対する事業者意見

弊社の考えは以下のとおりであり、原子力規制庁殿の評価結果に異論はありません。

- (1) 当該事象は、保安規定に基づく定期試験時に発生したヒューマンエラーで、パフォーマンス欠陥に該当する。
- (2) 前回定期試験から当該事象が発生するまでの約1か月間、高圧注水系が機能喪失した事実から、「拡大防止・影響緩和」の監視領域（小分類）の目的に影響を及ぼしており、検査指摘事項に該当する。
- (3) 「原子力規制検査における個別事項の安全重要度評価プロセスに関するガイド 試運用版」「附属書1 出力運転時の指摘事項に対する安全重要度評価」に基づく評価を行った結果、詳細リスク評価が必要と判断。
- (4) 敦賀発電所1号機は、PRA高度化モデルがないことから、「附属書9 定性的基準を用いる安全重要度評価」に基づく詳細リスク評価を行った結果、以下の通り安全重要度評価結果は「白」と考えられる。

①原子力施設の安全確保状態「2点」

HPCI動作不能の代替として、非常用復水器（IC）、自動減圧系（ADS）がいずれも、事実が判明した時点で正常であることを速やかに確認しており、「安全評価において設定された性能範囲から逸脱しているものの、事故シナリオの対処に必要な性能は維持している状態」に該当すると判断し「2点」が妥当。

②劣化状態の継続期間「2点」

機能喪失した期間は、前回定期試験から事象発見の定期試験までの30日22時間は明確であり、30日以内の基準を若干超えるものの、月例試験の間隔において劣化状態が確認されたことから、「2点」が妥当。

③事業者の改善措置能力「0点」

該当する項目がないことから0点が妥当。

以上より、合計「4点」となり、「白」が妥当と考える。

以上